

愛知県公立大学法人における会計監査人の選定に関する業務仕様書

1 名称

愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）における会計監査人業務

2 監査対象機関及び所在地

機関名	所在地
愛知県公立大学法人	愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3 (愛知県立大学長久手キャンパス内)

3 業務の内容

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに会計監査報告の作成、提出をするものとする。

<具体的内容>

選任された会計監査人は、法の規定による法人の会計監査人として、以下の業務を担当する。

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して、法令等の規定に基づき行う監査業務
 - ・ 予備調査・監査計画の作成
 - ・ 期中監査
 - ・ 期末監査
 - ・ 会計監査報告の作成
- (2) 法人理事・監事との連携業務
 - ・ 監査計画についての意見交換
 - ・ 監査についての報告・意見交換
 - ・ 会計監査報告についての説明・意見交換
 - ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等
- (3) 法人の内部監査部門との連携（情報交換等）業務
- (4) 法人会計についての助言・相談対応業務
- (5) 役員の不正行為等について発見した場合の報告

※ 再任された場合は、次年度以降（2027事業年度・2028事業年度）の監査に当たっては、前年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。

4 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、4名以上の公認会計士による監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括監査責任者として、別の公認会計士1名以上を監査責任者として指定し、本監査業務

全般の管理を行うこととする。

会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを法人に通知すること。

5 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。関係法令の改正があった場合は、改正後の法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。この義務は、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

(4) 書類保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。契約期間が終了した場合には、法人から貸与した書類等は返還すること。